

福山市役所本庁舎泡消火設備廃液収集等業務委託仕様書

1 業務概要

本業務は、福山市役所本庁舎地下一階駐車場にある泡消火設備の PFOS が含有している可能性がある廃液を収集運搬及び処分をする業務である。

2 一般事項

- (1) この仕様書は、庁舎の泡消火設備の廃液の収集・運搬及び処分それに付随する業務についての概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、業務にかかわるすべての事項について、係員の指示に従い、誠実に実施するものとする。また、庁舎の維持管理を行っている防災センターと緊密な連携を図るものとする。
- (2) また、収集運搬作業は、原則として2025年(令和7年)7月又は2026年(令和8年)1月の閉庁日の1日で完了させることとする。なお、作業予定日は協議のうえ決定する。

3 関係法令等

受注者は、下記の法律並びに関係する法令等を遵守し、本委託業務を実施すること。

- (1) 消防法
- (2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
- (5) PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項
- (6) 上記法令等に関連する法令等

4 対象(予定数量)

- (1) 泡消火剤水溶液 ドラム缶36本分(ドラム缶1本あたりの容量は200L)

5 収集運搬作業

- (1) 防災センターによる抜取り作業完了後、速やかに収集運搬を行う。

6 廃液の処分

- (1) 回収した廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき適切に処理すること。
- (2) 産業廃棄物管理票(統一マニフェスト)の提出は速やかに行うこと。

7 注意事項

- (1) 業務中の事故については、市に重大な過失があったときを除き、市はその責めを負わない。
- (2) 業務に関係のない場所への出入りを禁止する。
- (3) 必要な機材、道具、書類等はすべて受注者が準備すること。また、当該機材、道具等が作業日当日に本来の機能を十分に発揮できるものであるかどうかを、事前によく確認しておくこと。

- (4) 床、壁等を汚損するおそれのあるときは、養生を行うこと。
- (5) 収集運搬又は処分のいずれかについて、必要がある場合には、受注者において許可業者を指定し、許可業者と市が直接契約を交わすこととする。
- (6) 産業廃棄物（廃液）の収集運搬及び処分については、それぞれ許可業者の産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (7) 収集運搬及び処分にかかる費用については、受注者が受注料の中から指定する許可業者に支払うこと。
- (8) 産業廃棄物（廃液）の収集運搬及び処分に当たっては、受注者により現場管理・監督をすること。